<論　文>

満洲国草創期における国籍創設問題

――複合民族国家における「国民」の選定と帰化制度――

遠藤正敬*

はじめに

日本が1932年3月1日に“独立国家”として建国した「満洲国」（以下，「」は略）は建国時に「3千万民衆(1)」と呼号され，漢族，満洲族，モンゴル人等の在来住民をはじめ，日本人，朝鮮人，ロシア人等が混在する複合民族国家であった。同時に満洲国は大量に日本から開拓民が送り込まれた国策移民国家であった。終戦時，満洲国及び関東州には日本人（内地人）は155万人が在留し，そのうち開拓移民は約27万人で，引揚げに至るまでの死亡者は約7万8500人にのぼっている(2)。生存者のうち日本への永住帰国を選択した人々の多くは社会保障の不備や言語上の支障から困窮に陥り，戦後の帰国援護や帰国後の生活支援等における日本政府の不作為を問い，2002年12月，国家賠償請求訴訟に踏み切った。満洲国のたどった歴史は，日本人に対する未完の戦後処理として今なお禍根を残している。そして，満洲国の開拓移民にとって日本という国家との紐帯がいかなるものであったのかという問題が投じられている。

近代国家において，個人は「国籍」（nationality）を通じて国家と観念的または法制的に結合する国家構成員，すなわち「国民」（nation）たる地位を得るものとされてきた。「国民」の存在は領土，主権と並び，近代国家の存立要件とされ，その資格を規定するのが国籍法である。では一体，満洲国において「国籍」はいかなる意味をもつものであったのか。建国以来高唱された「民族協和」の理念に立ち，日本人を中核として複合民族を同一国籍の下に統合するという課題に向かい，建国草創期から満洲国政府，関東軍，南満洲鉄道（以下，「満鉄」）といった各関係機関は鋭意国籍法の立案研究に取り組んだ。だが，満洲国では国籍法はついに制定されずに終わった。この事実を以て「法的にはたった一人の満洲国民もいなかった」とする山室信一は，満洲国の国籍法を阻んだ最大の原因は満洲国への国籍変更を峻拒し続けた「在満日本人の心であった(3)」と述べている。確かに在満日本人の国籍処理は満洲国国籍法制定の基軸となる問題であるが，これを結論とすることは満洲国における国籍問題の分析視角を内発的要因に収斂させてしまう懸念がある。

満洲国国籍法の制定はなぜ挫折したのか。満洲国に国籍を創設する過程で，複合民族国家の統治という日本人にとって未曾有の与件は，支配的であった2つの国籍概念に動揺をもたらすものではなかったか。それは第1に，国籍が「国民」と「外国人」の境界を画定するという第一義的な概念である。独立国家の創建においては，まず領土住民のどの範囲までを「国民」に選定するかが緊要となる。満洲国の場合，中国人の民族自決による分離独立という建国のイデオロギーを強調するには，満洲国にある日本人は「外国人」となる。その上，在満日本人は領事裁判権の適用，土地商租権の付与，課税の免除といった治外法権を享受する存在であった。日満の統治者は日本人に「満洲国国籍」をいかなる形で取得させるか，その場合に在満日本人の治外法権をいつまで存続するか，また「国民」と「外国人」を明確に区分する指標としての市民権をいかにして制度設計するか，という政策課題に直面する。さらに，主要な「外国人」として扱われたのが，中国から流入する季節

＊ 早稲田大学政治学研究科博士課程満期退学

労働者と，建国前からハルビンに集住するいわゆる「白系ロシア人」であるが，日本人と同列の「外国人」として帰化の対象に包括すべきか否かは難問であった。

帰化制度の内容は，出生時の国籍取得において血統主義と出生地主義のいずれを採用すべきかの選択が規定要因となる。日本では国籍法（1899年法律第66号）が制定されて以来，国籍取得の原理は血縁を礎石として確立された。だが，満洲国では均質的な構成員を以てする国民的一体性を望めず，かつ多元的な「外国人」を「国民」へと統合するにあたり，「日本臣民」を包摂する支柱として自明視されてきた血統主義は転換を迫られることになる。

第2に，国籍付与による「国民」の画定は主権国家の国内管轄事項に属するという概念である。領域内の多様な住民に対して国家の選考と決定に基づいて行われる国籍政策はおのずと渉外的性質をもち，領域内住民への対人主権をめぐって複数国との国際的摩擦の可能性を免れないものとなる。ことに在満ロシア人はその大半がソビエト政府に反旗を翻して亡命してきた政治難民であり，事実上の無国籍者であった。その国籍取扱いは隣接国ソ連との外交問題と直結し，日本が朝鮮や台湾の植民地住民の国籍処理において経験のなかった国際政治的紛擾を惹起するものとなる。満洲国の国籍法制定をめぐる先行研究では，まず在満日本人の二重国籍問題およびこれと不可分の治外法権撤廃問題が検討され(4)，次いで在満朝鮮人の国籍問題について考察されている(5)が，いかなる国際環境が満洲国の国籍創設に制約を課したのかという視角からの分析は充分ではなかったといえる。

翻って，今日では「国籍」と「市民権」の伝統的な関係概念を再構成する議論が欧米を中心に沸騰している。外国人の定住性に依拠した「永住市民権（denizenship）」という，「国籍」と分離した「市民権」構想が顕著な例である(6)。その契機となったのは外国人移民の増大であるが，満洲国の国籍問題のなかに，目下著しい「国籍」「市民権」概念の相対化現象との類縁を探ることも留意しておきたい。

以上の問題意識から本稿では第1に，満洲国建国にあたり「国民」および「国籍」という概念がいかなる意義を以て設定されたのか，日本人の満洲国帰化問題が争点化した経緯をたどるなかで検討する。第2に，満洲国関係当局による主要な国籍法案の立案内容を帰化規定に焦点を当てて整理する。そこでは血統主義と出生地主義のいずれを国籍取得の原則とし，その選択と不可分となる帰化制度において日本人，朝鮮人，中国人移民に対していかなる政策意図の相違があったのかを検討する。第3に，在満ロシア人に対する国籍政策にはいかなる国際環境が作用したのかという分析視角から，満洲国国籍法の立案過程において「白系ロシア人」という特殊な住民をどのように位置づけたのかについて考察する。時期区分としては，満洲事変から1936年の日満間条約による治外法権撤廃実施に至るまで，すなわち満洲国国籍法の立案研究が集中した時期を本論での対象とし，満洲国の運営構想において摸索された国籍創設の帰趨を考察する。

1. 満洲国建国と「国民」画定の要請

1.1. 在満日本人の帰化問題の台頭

1931年9月18日の柳条湖事件を機に満洲を占領した日本は，該地に中国から分離した独立国家という形態を付することで国際的な正統性の獲得を図った。ここで俎上にのぼってくるのが，新国家建設にあたり，満洲在住日本人の国籍をどう処理すべきかである。在奉天総領事代理の森島守人は1931年11月30日付外務省宛電報において，現地では「此好機ニ乗シ満蒙ニ新独立国家ヲ建設シ，永遠ニ事実上我国ノ保護下ニ置カントノ議有力トナリツツアル」情勢を見出し，「甚シキニ至リテハ中央ニ於テ出先ノ方針ヲ遮ルニ於テハ一律軍籍及国籍ヲ脱シ，新国家建設ニ向フベシト極言シ現ニ本30日開催ノ筈ナル全満時局連合会ノ議題中ニモ『新独立国家ニ参加ノ件』アリ。風聞スル処ニ依レバ，之ガ真意ハ在満邦人何レモ日本国籍ヲ脱シ，新ニ日本ノ勢力下ニ建設サルベキ日，満，鮮，蒙，露ノ五族共和国（ママ）ニ参加スベシト言フニアリ。右ハ一見荒唐無稽ノ感アリト雖事変発生以来ノ事例ニ懲スルニ少クトモ此意気込ハ一笑ニ付シ難キモノアリ(7)」と報告していた。まだ制度機構もおぼつかない「新国家」に現国籍を離脱し

て参画するという発想は森島には「荒唐無稽」に映るも，閑却しえぬ気勢を醸していた。やがて森島は1932年1月12日には現地世論について「将来日満関係ノ永続性ヲ確乎ナラシムル為関東州及付属地ヲモ還付シ，東北四省ニ日鮮満蒙漢五族ノ渾一融和セル楽土ヲ建設シ，内鮮人モ進ンデ新国家ノ国籍ヲ取得スヘシトノ意見スラ有力トナリツツアル情勢ナリ(8)」と報告するに至っていた。

内大臣秘書官長の木戸幸一も，満洲国建国と日本人国籍の処理に対する軍部の先見について森島と同様の喫驚を示していた。1932年1月11日，「御進講」の際に御用掛控室にて，関東軍先任参謀の板垣征四郎から側近奉仕者に対して満蒙における「新国家建設の事情等の講話」があった。これを木戸も聴講したところ，新国家組織について「其要路には邦人を参加せしむべく，それらの邦人は新国家に帰化すると云ふ建前にて，目下帰化法，二重国籍法の研究中なり等の話あり。かなり吾々の頭と隔りのあるには驚きたり(9)」との感想を抱いていた。満洲国建国に備えて早くも関東軍が国籍法の立案研究に着手していた状況がわかるが，日本人の満洲国参画を合理化する手段としての帰化，さらに二重国籍がその骨子とされていることは，中央政府においては性急な構想と考えられた。

さらに帰化について在満日本人が帰属国家の喪失ととらえる否定的心情(10)も無視しえず，差し当たり満洲国の国籍取得を要件としない「公民権」を創設する政策構想が現れてくる。満洲国建国運動の陣頭に立つべく1931年11月に設立された自治指導部は「満蒙新国家建設ニ関スル意見書」を作成し，関東軍に提出していた。これは1932年1月頃に作成したと思われるが，「先ヅ新国家ノ領土内ノ住民ヲ出来得ルダケ多ク吸収シテ，権利義務ノ形態ニ差異アラシメザルヲ本旨トスベシ。即チ国籍ノ如何ヲ問ハズ家族代表ハ公民権ヲ与ヘ，アラユル意味ニ於テ政治ニ参与スルコトヲ得セシム(11)」として，多民族統合のために参政権も含む「公民権」を国籍を問わず平等に各民族に付与することを建議していた。

かような「国籍」を要件としない権利概念としての「公民権」構想は，建国運動の中心層において散見するものであった。中国研究者として名を馳せていた橘樸は1932年1月に「満洲新国家建国大綱私案」を発表しているが，「建国方針」として「公民に依りて組織せらるゝ民族連合国家たるべし」と定め，「公民は法律の定むるところに依り，家族を代表して公共事務に参与するを得，法律に定めたる資格を具備する外国籍人民は公民権を附与せらるべし(12)」と注釈を付していた。「外国人」も享有主体とする「公民権」創設案は従来の国籍概念を転換する法思想といえたが，その本旨は「外国人」たる日本人の満洲国における公務就任を合法化することにあった(13)。

ただし在満日本人の法的地位について確たる方針が打ち出せぬ間は，当局も日本人の満洲国官公吏任用に関する情報を厳秘に付さざるを得なかった。関東軍から当該問題について機密保持の指示を受けた関東庁は，1932年2月19日付で「日本人カ満蒙新国家ノ政治乃至行政ニ参与シ又ハ之等ノ機関職員タル事ニ付テハ，一切新聞通信等ニ掲載セサル様各社ニ示達セラレ度シ」として新聞記事の差止めを管下警察署長に示達し，内地各府県，さらに植民地でも同様の措置をとるよう拓務省に指示していた(14)。これと関連して1932年2月27日付で在ハルピン領事より，自治指導部員・永江劉二の内話として「新国家ハ日，鮮，漢，満，蒙ノ満蒙在住五民族ニ依リ組織セラルヘク（白系露人ニハ全然触レ居ラス），属地主義若ハ登録主義ニ依リ内地人及鮮人ハ日本ト新国家トノ二重国籍保持者トナルヘキカ内地人ノ参加ハ当分発表セラレサル趣ナリ(15)」と報告されていた。日本国籍法は第20条において「自己ノ志望ニ依リテ外国ノ国籍ヲ取得シタル者ハ日本ノ国籍ヲ失フ」と定めて帰化の場合のみ二重国籍を禁止しており，属地主義となると在満日本人は日満二重国籍となって各方面で紛議を呼びかねない。そこで「内地人」の新国家参画については報道の統制を図ったものと考えられる。同電報によれば，満洲国建国に向けて「鮮人側ノ促進運動」が奉天で開催されるといった一部朝鮮人の積極的態度に徴して「鮮人ノ集会其他ニ対シ，全然傍観的方針ヲ執ルヘキ旨警察署長ニ指示シ置キタリ(16)」とするなど，当局は朝鮮人の新国家参画に関する情報については朝鮮人懐柔に資する好材料とみて放任しておく構えであった。

1932年3月1日，満洲国政府の名で「満洲国建国宣言」が発布され，同年9月15日には「日

満議定書」の締結により，満洲国は“独立国家”として承認された。1932 年 3 月 12 日に閣議決定された「満蒙新国家成立ニ伴フ対外関係処理要綱」には「新国家」に対して「漸次独立国家タルノ実質的要件ヲ具備スル様誘導シ将来国際的承認ノ機運ヲ促進スルニ努ムルコト[17]」が主眼とされた。独立国家の実質的要件として「国民」たる資格の公定が必須となる。換言すれば，満洲国は固有の国籍法の制定により，その独立性を顕示しうる。よって在満日本人の国籍問題の解決の目途が立たぬうちは，日本人の満洲国官公吏任用に関する報道は機密扱いが継続され，1932 年 4 月 22 日に日本人官吏及び顧問の氏名は満洲国中央及び省政府の公表したものに限り新聞掲載が許可されたにすぎなかった[18]。

満洲国政府では在満日本人の公法上の権利義務関係を明確にすべく，1932 年 5 月，外交部により「公民権法案」が起草された。これは田代重徳・在長春領事の報告によれば「在満日本人カ治外法権ノ特権ヲ有シツツ満洲国人ト同等ノ権利ヲ得ントシ，現ニ多数ノ日本人カ満洲国官吏トナリ居ルモ法律及課税ニ服スル義務ナキ為満洲国人及他ノ外国人トノ間ニ不権衡ノ状態ニ置カレ居リ，甚タ好マシカラサルコトナルニ依リ，此ノ不権衡ヲ除去セントノ趣旨ニ出タルモノ[19]」であった。

本法案の骨子は，満洲国ニ 5 年以上居住する「外国人」で満洲国の法律及課税に服することを宣誓し，かつ「満洲国ニ敵意ヲ有セサルモノ」「公序良俗ヲ乱ス虞ナキモノ」「破廉恥罪ヲ犯シタルコトナキモノ」という条件を具備する者は満洲国内の一切の公権及私権を享有しうると定めていた。また「外国人」で満洲国に対し功績ある者，特殊技能を有する者に対しては上記条件を具備せずとも公民権を付与するものとした。かかる居住要件により「外国人」の公民権を保障する本法案は国務院会議に上程されるまでに至りながら未成立に終わった。これは本法案が簡易なもので理論的にも実際的にも不完全な点があったためとされる[20]が，政府方針において帰化の代案としての「公民権法」は廃され，国籍法を制定して帰化制度に日本人国籍問題の解決を託すものとなったとみるべきであろう。

1.2. 「満洲国人民」概念の創出

満洲国の成文法においては自国民を表すのに専ら「人民」という文言が用いられた[21]。国家の基本法として 1932 年 3 月 9 日に公布された人権保障法（大同元年教令第 2 号）の第 1 条「満洲国人民ハ身体ノ自由ヲ侵害セラルルコトナシ」にみられる如くである。では「満洲国人民」とはいかなる者を指称するものか。その公式範囲を律する文言は満洲国建国宣言にも日満議定書にも存しなかった。ただし，建国宣言の第 5 段に「原有ノ漢族，満族，蒙族及日本，朝鮮ノ各族ヲ除クノ外，即チ其他ノ国人ニシテ長久ニ居住ヲ願フ者モ亦平等ノ待遇ヲ享クルコトヲ得」と唱われた。爾後，この「五族協和」の建国理念が「満洲国人民」を画定する条理として重要な意味をもつものとなる。

1932 年 4 月 15 日に早くも「外国人」を対象とする入国管理法制として「境内居留外人ノ情形ヲ調査セシムル件」（大同元年民政部令第 1 号）が発せられた。これは「外国居留民ノ調査取締」を各省長に命じたものである。この「附記」には「建国後ニ入国シタル民国人ハ之ヲ外国人ト看做ス[22]」として，中国人移民の取扱方針を明示していた。だが，満洲国における一般的外国人の区分が法令上に規定された訳ではなかった。

1932 年 7 月より満洲国参議に就任した筑紫熊七は，満洲国憲法制定の陣頭に立ち，1933 年 5 月上旬，斉藤実内閣に「憲法制度調査指導準則私案並説明」と題した憲法制定に関する意見書を提出している。ここでは「満洲国ハ王道楽土トシテ世界ニ開放セラレタル国際公国視セラレ，現ニ満蒙固有民ノ外，日，鮮，漢，露等幾多ノ民族ヲ包容シ，其将来ノ生活ヲ保障セントシツツアルカ，苟クモ独立国家トシテ其国格ヲ保有セントスルニハ国家ノ一大要素タル国民ハ厳格ナル意義ニ於テ其国籍ヲ満洲国ニ有セシムヘキモノトス[23]」として，「五族」には含まれないロシア人も満洲国の国籍の下に一元化すべきことを建議していた。満洲国憲法の試案はほとんど発見されていないが，筑紫が如上の意見書に即して 1933 年 8 月に起草した「満洲国憲法私案」には，「満洲国民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル[24]」と規定していた。

国籍の得喪に関しては単独の国内法による規定を至当とすることが，1930 年のハーグ国際法典会議で成立した「国籍法の抵触についてのある種

の問題に関する条約」（以下，「ハーグ国籍条約」）において闡明されていた[25]。実際，1870 年の英国帰化条例及びドイツ国籍法の制定以来，国籍得喪の決定は単独法を以てする主義が諸国の立法例となっていた[26]。ただし筑紫の憲法私案や後述の関東軍の国籍法案に表見するように，関東軍においては，主権国家の存立を顕示する根本法規としての憲法の制定を緊要とし，憲法上に「国民」の資格要件は立法に委ねるという規定を明文化して国籍法制定を根拠付ける立法方針であった。

だが満洲国憲法は制定に至らず，「国民」の法的規定が確立されないまま，満洲国の行政実務では慣習法的な「満洲国国籍」が汎用されていった。とりわけ国籍の得喪が決定的意味をもつ出入国管理では，一定期間の居住の事実を「国民」の判定基準とする行政実態が慣例となった。例えば 1935 年 11 月 27 日付「本邦労働者ノ民国旅行ニ居住証明書発給注意方ニ関スル件」（康徳 2 年民警特秘発第 21954 号）によると，「本邦人」が中国へ渡航する場合に満洲国での居住証明書が必要とされたが，これを発給する要件として「中国出稼苦力ト区別スル為少クモ満二箇年以上引続キ国内ニ居住シ満洲国人ト認メラルル者」を掲げていた[27]。かかる居住主義に立脚した出入国管理の実施基準は日本側の行政機関でも踏襲され，具体的には「本籍」の所在に基づき「満洲国国籍者」を識別していた[28]。

かように行政実態において現れた法的根拠をもたない「満洲国国籍」の定義について，満洲国で教鞭をとり，満洲国を独立国として是認する立場の法学者は，前述の建国宣言に対する文理的解釈を以て合理化を図った。高橋貞三（新京法政大学教授）は，満洲国の国籍取得は「領土に居住する原有の漢族，満族，蒙族及日本，朝鮮の各族たること」「その他の国人にして長久の居留を願ふ者たること」の 2 つのうちいずれか 1 つが要件であるとの解釈を示していた[29]。尾上正男（国立大学ハルピン学院教授，建国大学教授）も建国宣言に着目し，「満洲国の領域内に生活の本拠を有するものは全て満洲国の人民であるとしなければならぬ」と居住主義に依拠した「満洲国人民」解釈を是としていた[30]。満洲国国籍法が制定されるまでは，建国宣言を以て「満洲国国籍」得喪に関する不文法，慣習法が成立したものと解する学説が大勢となった[31]。

かかる慣習法上の「満洲国国籍」は公法上の権利義務といかなる結合性をもつものであったのか。「満洲国人民」の参政権についてみると，人権保障法が規定する「公務参与権」として，立法院議員及び地方団体議員に就任し，あるいはこれらの議員を選挙する権利とされていた[32]。だが，満洲国皇帝の翼賛機関としての立法院は常設機関ではなく，その組織機構を規定する法令も制定されず，民意を代表する立法機関としての実体をもたなかった。一方，公法上の義務については人権保障法に具体的規定は設けず，別に法律を以て規定する形であった。「満洲国人民」の兵役義務については 1940 年 4 月 11 日公布の国兵法（康徳 7 年勅令第 71 号）まで法令化されず，その適用も日本人は例外とされた[33]。すなわち慣習法上の「満洲国国籍」は法的効果としてみた場合，「国民」と「外国人」との明瞭な境界線となる，国家との排他的な権利義務関係を形成する機能は乏しかった。むしろそれは，日本人官公吏の地位を名目的な「満洲国人民」として正統化することで，満洲国を日本の属国とみなす国際的批判を回避するための砦でさえあればよかったのである。

2. 建国草創における満洲国国籍法案と帰化規定

満洲国建国から 1936 年の治外法権撤廃実施までの時期に関係機関で作成された主要な満洲国国籍法案及び立案研究としては，満鉄経済調査会による①「満洲国の国籍問題[34]」（1932 年 7 月），②「満洲国国籍に関する意見[35]」（1932 年 8 月），③「満洲国の国籍問題[36]」（1934 年 9 月），そして④関東軍特務部第五委員会――「満洲国国籍法制定に関する件[37]」（1934 年 1 月 26 日付），⑤片倉衷（関東軍）――「満洲国ニ於ケル国籍問題ニ就テ[38]」（1934 年 7 月 12 日付），⑥大平善梧（東京商科大学教授）――「満洲国国籍法草案[39]」（1932 年 9 月）が先行研究において論究されている[40]。これらに加えて本稿では，⑥朝鮮総督府外事課の松葉秀文が 1936 年 5 月に発表した「満洲国国籍法案」を取り上げる[41]。本資料の意義としては，第 1 に，朝鮮総督府官吏による満洲国国籍法の立

案研究であること，第2に，在外朝鮮人の国籍問題を管掌する総督府外事課による国籍法案であること，第3に，確認されるなかでは日中戦争突入前の最新の国籍法案であること，の3点が挙げられる。

これらの国籍法案にほぼ共通してみられるのは，⑴「満洲国国籍」の創設にあたり，建国宣言当時において満洲国領域内に在住する中華民国人（漢族・満洲族・モンゴル人の区別をせず）が当然に「満州国国籍」を取得する，⑵これに一定期間における国籍留保の選択権を与えて強制的国籍付与とならぬよう配慮する，⑶⑴以外は「外国人」とし，帰化による国籍取得を認める，の3点である。以下に「外国人」としての日本人（ここでは内地人），朝鮮人，中国人移民の帰化について各法案の立案方針を検討してみる。

A. 日本人（内地人）

満洲国司法部より治外法権撤廃運動の準備の一端として国籍法案起草を命じられた国際法学者・大平善梧は「在満の居住者が，自ら満洲人であるか否かを知らない」という現状に鑑み，建国宣言における「五族協和」の宣言を自国民の定義とは認めず[42]，1932年9月に「満洲国国籍法草案」（以下，「大平案」）を司法部及び国務院法制局に提出した。大平は生来的国籍取得については父系血統主義を採用し，日本人の国籍取得は帰化のみを認めた。これは，「外国人」に対して居住の事実のみにより国籍を付与することは，国籍の強制及び広範囲の重国籍の発生となるのでこれらを回避するという国際規範の尊重に加え，中国人の「自主独立，自発的建国」を強調するという建国イデオロギーの正統化を考慮したものであった[43]。また「外国人」が官公吏に任用された場合は当然に「満洲国国籍」を取得して二重国籍となることを認めた。さらに血統主義を補完すべく「父或母ガ嘗テ満洲国人為ル者」「継続シテ10年以上満洲国地ニ在リテ居所ヲ有スル者」などに対し，一般帰化の条件を免除する特別帰化の条項を設け，継続して3年以上満洲国内に「居所」を有することを要件としていた[44]。土地との密着性を国籍取得の基準とする上で実効的な生活場所としての「居所」を重視したのは，人口移動の激しい満洲国では実態と乖離しやすい「住所」のみでは住民の居住動態の把握が困難であったためと考えられる。

満鉄では，関東軍主導で設置された経済調査会の第五部[45]法制班が国籍法立案研究に着手し，1932年7月に「満洲国の国籍問題」（以下，「満鉄経調会案」）を関東軍に答申した。ここでは「外国人」の国籍取得については「居住法」と「帰化法」のいずれによるべきかを考察している。居住法は建国当時に満洲国内に住所を有するすべての者に「満洲国国籍」を与えるものであるが，国籍の強制的付与と二重国籍発生の可能性を免れ得ない。対して帰化法であれば本人の国家に対する忠誠である以上，国籍の強制とならず，二重国籍を発生させるも居住法に基づく場合のような国家の不都合は生じないとの解釈を示していた。

1932年10月に関東軍により満洲国への第一次試験移民の入植が開始され，日本人移住人口の増加は満洲国の国籍政策における重要な規定要因となる。関東軍特務部第五委員会の建議した「満洲国国籍法制定に関する件」（1934年1月26日付）によれば，官民を通じて国家建設に広く人材を登用するため，日本人には「満洲国人と同様の特典又は身分を与ふるの途を開き」治外法権を留保する一方で日本国籍を保持させるという，日本人に対する厚遇を保障する趣旨であった。帰化条件についても，日本国籍法第7条に定めるような「国籍を有せず又は満洲国の国籍の取得に因りて其国籍を失ふべきこと」は加えずに二重国籍を容認した。これに伴う弊害は国籍剝奪の制度を設けて除去するものとし，帰化後の公権の制限についても頗る寛大にしていた[46]。そして大日本帝国憲法第18条と同様に「満洲臣民たるの要件は法律の定むる所に依る旨憲法に規定すること」を掲げ，「国民」の資格要件は憲法規定を以て国籍法に授権すべきとする立法方針であった。

日本人官吏を満洲国政府に積極的に登用することは建国作業の命脈であると考える満州国首脳においては，日本人官吏の帰化を促すものとなる国籍法の制定を時期尚早とみる見識もあった[47]。だが，1934年4月，在吉林領事の外務省宛電報では「日本国籍ヲ有スル者カ満洲国ノ官吏タル為中央地方全体ヲ通シ満洲国人官吏トノ感情融和セサル所有リ」満系官吏は「内心ハ殆ト全部不快ノ念ヲ抱キ敬遠的態度ヲ取リ」日満官吏における軋轢は深まっていたが，「右ハ嘗テ本邦ニ於テ大隈外

相カ外人司法官ヲ任用スル建前ニテ条約改正ヲ企テントシタル当事ノ反対世論ニ徴スルモ，満洲国人ノ立場トシテハ無理カラヌコトナリ[48]」と報告されているように，日本人官吏の国籍が不分明のままその地位を存続すれば，「満洲国人」の民族意識に悪しき影響をもたらすばかりでなく，満洲国の独立国家としての形態を欠損するとの懸念が日本側にも強くなっていた。関東軍でも 1934 年 3 月に建議した「満洲国々籍法制定に関する件」ではさすがに日本人官吏の特権的地位を見直し，満洲国の官公吏に任命された「外国人」は「満洲国国籍」を取得することを明記した[49]。

関東軍における積極的な国籍問題研究者であった片倉衷は「満洲国ニ於ケル国籍問題ニ就テ」（1934 年 7 月 12 日付，以下，「片倉案」）と題した立案研究において，帰化制度はおおむね日本その他の国籍法に倣い，帰化者の公権については国務総理，参議，陸海軍将官等への就任の制限にとどめていた。帰化日本人は二重国籍として扱う方針であるが，日本にある時は日本の国内法を適用することなどを条約により確立することで，日本との実効的な紐帯を堅持すべく配慮していた[50]。

しかるに片倉が対満事務局兼任事務官として 1934 年 12 月 12 日付で起草し，参謀本部を経て同年 12 月 30 日付で関東軍司令部に採用された「対満政策遂行に関する意見」には「満洲建国の精神たる五族協和の理想を具現し，法制上の根拠と政治的，思想的帰趨を明ならしむる為，国籍法の制定は重要なるも其成文は相当の難事業なるを以て」当面は国籍に関する「慣行」に則した暫定的便法の立案を急ぎ，次いで憲法制定までに成文国籍法を完成させるという目算を立てていた[51]。片倉は 1934 年 4 月より参謀本部内に板垣征四郎を代表として「満蒙問題研究会」を設置し，治外法権撤廃問題や国籍問題の研究会を毎週開いていた[52]ことに照らせば，本案は関東軍の立法方針を投影したものといえるが，国籍法を急速に成文化すべきとする当初の志向からは後退を表すものであった。

如上の関東軍及び満鉄の立案においては，在満日本人一世については本国日本との利害関係に劇的な変化を与えず，将来の日本人の移住増加と定着を促進するために，「満洲国国籍」の生来的取得は血統主義を原則とすることで二世以降の国籍取得を保障し，二重国籍については国籍留保制度を設けて対処するというのが大勢であった。しかし満洲国政府の立法方針はそうした路線に沿うものでなかったことは 1933 年 4 月 19 日に公布された「国外在留人仮登録暫行規則」（大同 2 年外交部令第 3 号）により確認できる。これは名目上の「満洲国国籍」を前提とした国籍関連法であり，満洲国外にある者も在外公館長に国籍仮登録の申請をして「国籍仮登録証明書」を交付されれば「満洲国人民」と同一の保護を受けるものとした[53]。仮登録申請の条件には「他国ノ国籍ヲ有セルモノハ此ノ限リニアラス」と定め，二重国籍を否定していた。その許可条件は明文規定されていないが，司法部の説明によれば，① 満洲国内に出生し，かつ生活の本拠を有する者，② 中華民国において出生し，現在は満洲国内に生活の本拠を有する者，③ かつて満洲国内に生活の本拠を有していた中国人にして満洲国より外国に転居した者，とされる[54]。ここから満洲国政府の立法方針が出生地と住所の事実に基準を置く属地主義を支柱とするものであることが看取できる。

満鉄経済調査会第五部法制班の平井庄壱の手による「満洲国の国籍問題」（1934 年 9 月，以下，「平井案」）もこれと軌を一にするものであった。平井は 1934 年 3 月にサルバドルが満洲国を承認したことに鑑み，建国宣言などに依拠した「満洲国人民」の定義は抽象的であり，独立国たることを内外に宣言しながら「近代国家の形式を備ふる満洲国が一国の憲法的事項たる国籍法を永く不文法と為すの不都合」を説き，自国民の範囲を成文を以て明確にすることは焦眉の急務であるとした[55]。まず出生時の国籍取得について，血統主義は本国において主義を同じくする日本人や中国人の二重国籍発生を回避でき，かつ「国民に国家思想を意識せしめ，満洲国の独立性を強調するに頗る有意義なるもの」と認めつつも，移民国家の建設を優先して日本人移民の二世以降の国籍取得にも好適な出生地主義の採用を必要とした[56]。

そして従前の国籍法案とは異なり，帰化条件については居住 5 年以上，独立の生計を営む資産または技能など，日本及び中華民国の国籍法と同様なものに加え，二重国籍防止のため原国籍の喪失も導入すべきとした。帰化者の公権については，既に日本人に公務就任という点で享有を認める以

表１　満州国在住日本人・朝鮮人人口の推移（1932～1940年、数字は年度末）

（単位：人）

年度	満州国総人口		日本人（内地人）		朝鮮人	
	人　口	増加数	人　口	増加数	人　口	増加数
1932	29,968,837		(116,589)*		(　27,956)*	
1933	31,234,032	1,265,196	178,680		579,884	
1934	33,135,296	2,081,263	241,804	63,174	690,716	110,832
1935	34,702,319	1,387,023	318,770	76,966	774,627	83,911
1936	35,870,573	1,168,254	392,742	73,972	894,744	120,117
1937	36,949,972	1,079,399	418,300	25,558	931,620	36,876
1938	38,623,640	1,673,668	522,189	103,889	1,056,308	124,688
1939	39,454,026	830,386	642,356	120,167	1,162,127	105,819
1940	41,660,672	2,206,646	862,245	219,889	1,345,212	143,985

（注）＊満鉄附属地のみ
（出典）石原巌「満洲国将来人口の予想」『調査』第１巻第３号，1941年12月，７頁。

上は他の帰化者にも制限を加えるべきではないことを提言していた[57]。かように平井案は移民国家としての発展に有用となる実効的国籍の創設を意図したものといえる。

満洲国政府の国籍法立案作業も進行し[58]，1935年２月に報じられた法案の骨子は次のようなものである。①生来的な国籍取得については出生地主義を採用する，②日本人官吏は二重国籍とする，③日本人の二世は単一国籍の「満洲国人民」となし，満20歳に達した時に日本国籍を回復する選択権を与える，④②及び③のいずれも原則的に満洲国の市民権を享有する，⑤中国人，日本人以外の「第三国人」にも同一の規定が適用される[59]。ここに，日本人移民の優先に拘泥せず複合民族国家の運営を眼目とする，満洲国政府の立法方針が確認されよう。

在満日本人一世の国籍処理に不可分の懸案として日本の治外法権問題の解決が迫られていた。1935年末には在満日本人（内地人及び朝鮮人）人口は110万人近くに達していた（表１）。増加の一途である在満日本人が「満洲国国籍」を持たず，治外法権の特権は保持するものとすれば「一方ニ治外法権ノ特権ヲ保有シツツ他方ニ更ニ内容ニ於テ殆ンド無制限ナ内地居住権ヲ獲得スルニ至リ，二重ノ特権の保護ヲ受ケテ居ルコトヲ物語ルモノ」として治外法権史上類例のない，国際正義の見地からも甚だ不合理な事態である[60]との批判を招くところであった。満鉄総務部は1935年７月の調査報告において，在満日本人を二重国籍として取扱う解決策を挙げるも，治外法権撤廃の完了をまってその解決を図るべき[61]との結論を下していた。すなわち満洲国国籍法の制定もそれまで保留すべきものとみていた。

かかる日満二重国籍に伴う弊害としての治外法権の撤廃が1935年８月に日本政府により閣議決定され，1936年６月10日，「満洲国ニ於ケル日本国臣民ノ居住及満洲国ノ課税等ニ関スル日本国満洲国間条約」の調印により，日本人は満洲国の法令に服するも「満洲国人民」に比して不利益な待遇を受けないことが定められた。朝鮮総督府外事課の松葉秀文による「満洲国国籍法案」（1936年５月発表，以下，「松葉案」）は従前の満洲国国籍法案や各国の国籍法規定を渉猟し，その上治外法権撤廃という政策決定を反映した立案である。加えて本案が起草された時期的要因としては，国内面では1934年12月に省制施行による地方行政改革がなされ，満洲国が近代的統一国家としての態様を整えるに至ったこと，国際面ではソ連が黙示的承認を満洲国に与えるに至ったこと等がある。これらを以て「国際社会の一員たるの資格は充分に具備せられ」，満洲国国籍法を制定して事実上の「国民」を法的に画定し，権利義務を明確にすることは独立国家として不可欠の要件である[62]との認識を強めたのである。

松葉案も国籍創設の対象とするのは原則として満洲に本籍を有する中国人であるが，例外として建国時において満洲に住所を有する者，満洲国建国運動に参加し，本法施行時に満洲に住所または居所を有する者は当然に国籍を取得するものとした。これにより建国時に遡って在満日本人は「満

洲国国籍」を付与され，かつ二重国籍が容認される。松葉は治外法権撤廃後の満洲国における二重国籍の争点を外交的保護権と兵役義務の問題に絞り，両問題の解決が国籍法立案の要路を拓くものとみていた。いずれの場合も国際法理論と「日満の特殊緊密なる関係」を照合し，二重国籍者が平常居住し，事実上最も密接な関係を有する国籍国において権利の享有あるいは義務の賦課が認められるべきという，ハーグ国籍条約中に定律とされた実効的国籍の原則を適用して処理することを解決策とした。特に兵役義務については，日満両国間の協定に基づき，満洲国に徴兵制が施行されるまでの暫定法として二重国籍者に対しては日本の兵役義務を賦課することとした[63]。

松葉案では，官吏や軍人に任用された「外国人」は満洲国に帰化した者とみなす，帰化者の公権享有については五族協和・門戸開放の主義から制限を付さないとした点など大平案を踏襲した部分が少なくない。国籍取得についても父系血統主義を原則とし，満洲に出生した父の子，棄児，無国籍者の子については例外的に出生地主義を認めるとしたのも同様であるが，これは松葉が国民の「生地との縁故」を重要視するものでフランス国籍法に倣ったものである[64]。フランスでは19世紀以来，単純血統主義を国民公定の支柱としてきたが，移民の増加による国家構成員の多元化に適応すべく，移民でも三世以降には国籍を取得させる目的で，1851年国籍法において国内で出生した外国人を父として国内で出生した子女は国籍を取得するという「二重出生地主義」を導入し，血統主義原理を修正した[65]。しかし，松葉案におけるフランス方式の採用は，前述の満洲国政府案で確立されたかにみえた出生地主義の採用という複合民族包摂の国籍政策方針から，血統主義を支柱とする，外国人及び移民に対する規制的な国籍政策方針へと回帰するものとなった。

B. 朝　鮮　人

1920年代から朝鮮人は満洲とりわけ間島への移住が顕著となっていた。しかし台湾や南樺太と異なり朝鮮には日本国籍法が施行されなかったため，同法第20条の定める，外国籍取得の効果として原国籍を喪失するという規定が朝鮮人には適用されない。その上，中華民国国籍法は1929年の改正により，外国人は原国籍を喪失せずとも中国への帰化を認めることとした。よって中国に帰化した朝鮮人は不可避的に日中二重国籍者となる。

朝鮮に日本国籍法を施行しない理由について，朝鮮総督府外事課は1925年11月に作成した『第51回帝国議会説明資料』において「在満不逞鮮人」は「一旦彼等カ支那ノ国籍ヲ取得セムカ，支那領土内ニ於テ排日運動ヲ起シ，独立運動ヲ試ムルモ我ニ於テ取締ノ途ナク」その上，「国境方面ニ於テモ其ノ何レカ帰化鮮人ニシテ何レカ本来ノ朝鮮人タルヤヲ識別スルコト困難ナルヲ以テ」取締上の不利は計り知れず，「公ニ在満鮮人ノ帰化ヲ認メサルヲ得策トス[66]」と説明していた。「在満不逞鮮人」に対する治安取締を徹底する上で属人的管轄権を保持するため，朝鮮人の日本国籍離脱を抑止する必要があったのである。そこで満洲国国籍法の制定にあたっては，満洲建国以前における在満朝鮮人の中国への帰化をどう解釈するか，朝鮮人が満洲国に帰化した場合に日満二重国籍を認めるか，あるいは朝鮮に日本国籍法を施行して帰化朝鮮人の日本国籍離脱（単一の「満洲国国籍」）を認めるかが重要な争点となる。

1932年9月の大平案では，そもそも「在満の帰化鮮人」とは，「地方官憲たる各縣公暑より入籍料を支払つて帰化証を貰ひ受けたのに止まり」中国の中央政府より帰化許可を受けた合法的な国籍取得者は存在しないとの断を下し，帰化要件として原国籍の喪失を規定することにより，朝鮮人は日本国籍から離脱し得ない以上，帰化による満洲国への国籍変更が認められないことを明示した[67]。これは「所謂帰化韓僑ヲ満洲国人ト為スコトヲ避ケ，朝鮮人ノ二重国籍問題ヲ解決スルト共ニ日本官憲ニ依ル所謂不逞鮮人ノ取締ノ自由ヲ保障シタリ[68]」として，日本の朝鮮統治安定を優先する企図による所であった。

建国後も在満朝鮮人は移住増加が続き，1933年末には60万人に届こうとしていた（前掲表1）。関東軍司令部は1933年4月に作成した「満洲ニ於ケル朝鮮人指導方案」において，その移住増加を見据えて「在満朝鮮人ノ国籍問題ハ内地人ト歩調ヲ一ニスルモ，将来二重国籍者トシテ満洲国ノ国籍ニ入ル場合ヲ顧慮シ，之ニ適応スル如ク指導ス[69]」と定めていた。将来的にも在満朝鮮人の日本国籍離脱は認めず，「満洲国国籍」を取得

しても日満二重国籍者として扱う方針が堅持されていたのである。その意味で大平案は当局方針への政治的配慮が反映された国策的立案であった。

一方，満洲国現地調査をまとめて1932年9月に国際連盟調査委員会に提出し，1933年2月に国際連盟総会で採択された「リットン報告書」では，日本が在満朝鮮人の抗日独立運動や共産主義運動に対して恣意的に警察権を行使する結果，中国警察との衝突を頻発してきた事実が詳述されていた。ここでは，「概括的に言へば，日本官憲は朝鮮人の帰化を排し，出来得る限り其の法権を彼等（日本官憲）に及したり[70]」として，日本の国籍政策の基底には在満朝鮮人に対する警察権確保の企図があることを指摘していた。在満朝鮮人の二重国籍問題に国際社会の注目が集まり，日満当局が対処を迫られていた情勢に鑑み，1934年に作成された関東軍特務部案[71]，さらに二重国籍防止を必要とみる平井案では[72]，いずれも朝鮮への日本国籍法施行による在満朝鮮人の単一国籍化が提言されていた。

しかるに1936年発表の朝鮮総督府の松葉案は，そうした関東軍特務部及び満鉄による在満朝鮮人の帰化容認方針を覆すものとなる。松葉は「外国人」に対する特例的な国籍付与の要件として，建国前後の一定時において農業開発に貢献した者，という一項を設けていた[73]。この要件を設けたのは「満洲国が農業立国の国柄である事に鑑み，久しい間営々として農業開発のために貢献した，涙ぐましい在満百万朝鮮人の努力を買はんがため」であった。そして中華民国法により帰化した者は「満洲ニ本籍ヲ有シタル者」とみなして「満洲人」とした。これらの事実上，在満朝鮮人を対象とする規定でも法文上に「朝鮮人」と明記することなく，その所以として「本私案に於て，常に内鮮人一視同仁の建前を採り何等其間に区別を設けない事」を強調していた[74]。ただし松葉は無国籍であること又は国籍取得により原国籍を喪失することを帰化の条件に加えなかった。これは「本私案が国策上の建前として二重国籍の存在を敢て拒否しない」という理由とともに，「朝鮮人の日本国籍法上の地位を顧慮するから[75]」であり，朝鮮人を内地人同様に日満二重国籍と扱うものとした。ここに，朝鮮には日本国籍法を施行しないとする，朝鮮総督府の在満朝鮮人国籍に対する既定方針の維持が闡明されていた。

先行研究[76]で指摘されているように，この「内鮮一体」を論拠として朝鮮人の満洲国への帰化による単一国籍化を否定する総督府の主張は，関東軍特務部や満鉄との対立点となり，満洲国国籍法の制定を滞らせる要因となった。松葉案はかかる事実を確認できるものといえる。

表2　中国人労働者入満状況（1925～1937）

（単位：人）

年　度	入満数	離満数
1925	479,475	193,093
1926	646,617	272,453
1927	1,043,772	281,295
1928	967,154	342,979
1929	941,661	541,254
1930	673,392	439,654
1931	416,825	402,809
1932	372,629	448,905
1933	568,767	447,523
1934	627,322	399,571
1835	444,540	420,314
1936	359,761	382,966
1937	323,689	259,093

（出典）　武居郷一『満洲の労働と労働政策』巌松堂書店，1941年，211頁。

C.　中国人移民

満洲国建国後に入国管理上の懸案となったのは主に山東・河北からの季節労働者（「苦力」とも呼称された）である。建国前から増加の一途であった中国人労働者の流入は満州国の人口変動に多大な影響を与え，満洲事変後に減少をみせたものの，1934年には60万人にまで回復していた（表2）。前述の「境内居留外人ノ情形ヲ調査セシムル件」が示す如く，満洲国政府は建国後に入国した中国人については「外国人」として取扱う方針であった。

「国籍取得に関する法令無き為，満洲国民と中華民国人との区別が判然としなかった。此の為入満苦力を統制し満洲国民としての意識を強烈に植付ける必要があった[77]」という如く，「満洲国国籍」を付与することで「入満苦力」に国民意識を扶植する要請もみられた。だが，各国籍法案においては，定住性に乏しい中国人労働者については原住の漢民族と峻別し，「外国人」として扱う点

で一致しており，満洲国への帰化を認めるか否かが争点とされた。前述の満洲国外交部による「公民権法案」では，無国籍人及び建国以後に入国した中国人，あるいは建国以前 2 カ年間に入国した中国人で一定の住所を有しない者は「外国人」とみなし，帰化の後に満洲国内に居住する者は「満洲国人」とみなすものであった(78)。一方，大平案では移民とはいえ中国人を「白系ロシア人」と同列に扱うのを否として，前述した特別帰化制度において「嘗テ満洲国地ニ籍貫ヲ有シタル者」もその対象に加えていた。これは「外国人」として扱われる中国人移民に便宜を図るもので(79)，国籍政策上の差別待遇に対する中国人の民族意識への配慮を示したものである。

他方，満鉄経調会案では，「山東方面よりの苦力」については「之が入国を無制限に放任し総て満洲国々籍を取得せしめん」とすれば，潜在的危険分子として「満洲国の生育発展上の一大障害ならざるなきを保せず(80)」とみて，相当の入国制限を加えるべきことを付言していた。片倉案でも中国人移民の国籍取得について当面は「主義上ノ問題」として帰化法によらせるものとしたが，「留意スヘキハ山東其他ノ流民カ無制限ニ移入スルノヲ防止スルノ策案ヲ樹立スルコトニシテ，之カ為中華民国人ニ対シ戸籍ノ提示，査証，見セ金其他適宜ノ方策ヲ講スルノ要アリ(81)」として，帰化容認よりも入国規制を主眼としていた。

平井案では「苦力」について，現国籍は中華民国にあり，満洲国にとって「外国人」であると断じつつも，「満洲国を構成する大部分の者は彼等と故郷を同じくする漢民族」であり，「一は事変前より満洲に定住して満洲国人となり，他は独立後に渡来するが故に外国人として取扱はれるに過ぎない」という点に中国人労働者の国籍に関して論議すべき必要を見出していた。その入国取締については行政法規に委ねるものとし，国籍問題としては，一定期間の就業後にほとんどが出国する出稼労働者は考慮する必要はなく，永住を目的として入国する者に対しては一般原則による帰化の途を開く必要を唱えていた(82)。

かように中国人移民はあくまで労働力の観点から処遇され，国民統合よりも入国制限と治安取締りが緊要なる政策課題とされていた。1935 年 3 月 15 日には「外国労働者取締規則」（康徳 2 年関東局令第 5 号及民政部令第 1 号）が施行され，中国人労働者の入国統制が本格化していった。しかるに大平や平井が論じていたように，民族自決の主体である漢族に対して，一方を「国民」として包摂し，他方を「外国人」として排除するという，分断的国籍政策がもたらす民族意識への影響が，国籍法立案に影を落としたのである。

3. 「白系ロシア人」国籍政策における葛藤——満洲国の国籍法制定をめぐる国際環境

3.1. 「白系ロシア人」国籍問題の複雑性

建国以前から，満洲在住のロシア人は一般に「白系ロシア人」との呼称が定着していた。国籍政策の対象として「白系ロシア人」をいかに処遇すべきかという問題は，以下の要因により満洲国国籍法の立案を難渋に陥らせた。第 1 に，民族構成の複雑性である。「白系ロシア人」と一括されるものの，仔細にみればその内訳はロシア人が約 9 割を占めるほか，ポーランド人，トルコ・タタール人，エストニア人，リトアニア人，ギリシャ人，ユダヤ人等も含めての呼称であった(83)。満洲国政府は 1934 年 2 月 23 日，「戸口調査規程」（大同 3 年民政部訓令第 106 号）を制定して警察機関による戸口調査を実施したが，戸口調査簿に出生地，原籍（「外国人」の場合は国籍），種族，宗教といった記載事項を設けていたのは複合民族統治の要請からであった。しかるに在住民族の識別が困難であったため調査は難航し，とりわけその定義が茫洋としていたロシア人は正確な人口統計が把握されなかった。表 3 はハルピン市在住人口の統計資料であるが，ひとつの参照例である。概観としては，1922 年には 15 万人を越えていた在満ロシア人人口は，満洲国建国時では約 10 万人とみられ，建国直後に激減をみせた以後は常態的に約 5 万人が居住していた(84)。

第 2 に，「白系ロシア人」における帰属国籍の多様性である。その内訳は主として① ソ連国籍——ソ連邦市民権を保持する者，② 中華民国国籍——東清鉄道従業員時代に中華民国に帰化した者，③ 無国籍——亡命による国籍喪失者，の 3 通りの地位に分別された(85)。②であれば国籍上は「五族」の範疇に適合するものとなる。③が発生

表3　ハルピン市在住ロシア人人口の推移（1920～1936）

（単位：人）

年　度	無国籍者	ソ連国籍者	計
1920	—	—	131,073
1922	—	—	155,402
1924	—	—	8,559
1925	—	—	92,852
1927	30,322	25,631	55,909
1929	30,415	20,704	57,119
1931	34,497	27,617	62,114
1932	26,234	31,837	48,073
1933	41,981	28,072	70,064
1934	34,169	20,824	54,993
1935	32,587	23,337	55,924
1936	27,992	6,561	34,553

（出典）　満鉄総裁室弘報課『満洲国ニ於ケル白系露人問題』3頁。（1936年の数字のみ「在満旧露国人概観」『外事警察報』第236号，27頁。）

した原因は，1921年10月28日及び12月15日にソビエト政府が発した在外ロシア人の国籍喪失に関する法律によるものとされる[86]。事実上ソ連国籍を喪失した各国の亡命ロシア人は，国際連盟の創設した旅券に代わる身元証明書，いわゆる「ナンセン・パスポート」の発給を受け，「エミグラント」の別称が付された。同証明書所持者は発給国政府から一定範囲の外交的保護を受けることが認められ，滞在国における恣意的な処遇は国際的制約が課されたのである[87]。

第3に，亡命者という政治イデオロギー上の問題性である。第1次世界大戦後，ロシア革命の衝撃さめやらぬ各国では，難民庇護という人道的立場のみならず，ソビエト政権打倒の具として利用する政治的立場から「白系ロシア人」の救済を策した。だが同政権への国際的承認が進むにつれ，対ソ親善関係を阻害する要因として「白系ロシア人」の存在を厄介視する傾向が強まった。在満「白系ロシア人」の間でも，極東の「白系ロシア人」を糾合し，ソビエト政権の倒壊を目的とする「ロシア・ファシスト同盟」を1932年にハルピンにおいて結成するなど反共主義政治運動が台頭していた。1932年6月にソ連政府はさっそく満洲国承認の交換条件として，思想的に相容れざる「白系ロシア人」の満洲国への帰化は，将来のソ満国交を阻害する虞ありとしてこれを認めぬよう要求する方針を示した[88]。

満鉄の報告書では，ロシア人は「白系」と「赤系」の実質的区別が困難のため相互に潜入や諜報に便利である，ソ連国民と共通の言語や民族性はソ連の宣伝対象として効果を得やすい，といったソ連当局が「反満工作上在満白系露人ヲ政治的ニ利用シ得ル条件」が指摘され，「将来予想サレル日満蘇間ノ武力衝突ニ際シテ演シ得ル軽視シ難キ役割ヲ閑却スルコトハ出来ナイ[89]」と進言されていた。かかる国際的緊張に配慮しつつ，「白系ロシア人」を国民統合の対象として「満洲国国籍」を付与するか，あくまで敵性国家からの政治亡命者として庇護対象に留め置くかは，慎重なる政治的判断を要求される争点であった。

3.2.　満洲国国籍法案と「白系ロシア人」の帰化問題

満洲国におけるロシア人の年間入国者数は1932年こそ2068人であったが，1933年――622人，1934年――478人，1935年――420人[90]という程度で，流動性の激しい中国人移民と異なり，移住による人口変動は僅少であった。流入してきた当時は「難民」であった「白系ロシア人」も，満洲国建国以降は「定住者」としての常態を呈していたといえる。従って「満洲国国籍」の取得が出生地及び居住地を基準とする属地主義によるものとなれば，大半の「白系ロシア人」が国籍付与の対象となる。

前述の各国籍法案のなかで「白系ロシア人」国籍問題の解決方針を提示していたのは大平善梧，

片倉衷，平井庄壱である。まず大平は，「白系ロシア人」の「満洲国国籍」取得の是非について「新国家ノ成立ヲ謳歌スル彼等ヲ除外スルコトハ，一面王道政治ノ精神ニ反スルカ如ク思ハルルモ，他面建国ノ歴史ヨリ見テ，第一次的ニ露西亜人ニ国籍ヲ付与スルコトハ中止シ，只帰化ノ路ヲ与ヘルニ止メタリ。殊ニ露西亜本国ニ対スル外交政策ヨリ考ヘ，以上ノ措置ハ妥当ナルヘシト信ス」として，自発的な国籍取得のみを許すこととした。ここで「王道政治」との両立に苦慮する「建国ノ歴史」とは，大平が満洲国の「国籍ノ創設」について「日本人（朝鮮人ヲ含ム），露西亜人ハ満洲国人トナスコトヲ避ケ，以テ民国人ノ自主独立自発的建国ノ意味ヲ強調シタリ(91)」と説明するように，満洲国の傀儡国家的性格を糊塗し，建国の正統性を顕示するために創出された「歴史」であるのは論を俟たない。

大平は国籍の生来的取得には血統主義を採用したが，無国籍発生を抑止するため，父母の不明な者や無国籍者の子女については，満洲国内での出生を条件に国籍取得を認めるという出生地主義による補完を講じることで国際規範への配慮をみせていた。しかし，無国籍者の子女への国籍付与については「15 歳マデ満洲国地ニ居住スルコト」という条件を設けて制限した。これは「満洲国地ニハ無国籍者多数生活シ，其ノ満洲国地ニ生レタル子女ヲ無制限ニ満洲国人ト為スコトハ，満洲国ノ政策上面白カラサルヘク」ハーグ国籍条約第 15 条に倣っての措置であった(92)。反国家分子となりうる「白系ロシア人」に対して長期の居住要件を課することにより，「国民」の素地として満洲国との地縁的紐帯を創成する企図が働いていたと考えられる。

片倉衷は，1934 年 5 月 7 日付「五族協和具現要領案」において「白系露人其他ノ白皙人種ノ国籍取扱ハ原則トシテ帰化権ノ行使ニ拠ル(93)」として，あくまで「五族」との間に一線を画していた。さらに「公民権取得ニハ条件ヲ附シ，結局ニ於テ優秀種族ニ優先権ヲ与フル如クス」として，帰化者の公民権取得にも差別化を図っていた。その 2 カ月後の片倉案においても「無国籍白系露人ニ対シテモ帰化法ヲ適用シ，満洲国国籍ヲ取得セシムルカ如クス(94)」として国籍取得は帰化のみに限るという方針は維持されていた。「白皙人種」との表現からも明らかなように，片倉の立案には中国人による民族自決の具現という満洲国建国の正統性を粉飾する，いわば人種主義的イデオロギーが漂っていた。

前 2 者に比べて平井庄壱は在満ロシア人の帰属国籍の多元性を勘案し，ソ連国籍者と無国籍の「白系ロシア人」とをまず区別する。後者は，建国時に当然に「満洲国国籍」を取得するものではなく「外国人」として取扱われる。だが，国籍の生来的取得について出生地主義を採用しているので，居住要件を満たす「白系ロシア人」の「満洲国国籍」取得の促進につながる。この点に，いずれの国家の保護も受けられぬ無国籍者に対し，「王道政治」を理想とする満洲国としては充分の好意を寄せるべきである，との平井の認識が投影されていた。だが，その政治活動がソ連との国際的摩擦に波及する「白系ロシア人」に対して「法制上特別の取扱を為すことはソヴェート連邦に対する外交政策よりしても考慮すべき点あり」として，簡易帰化の措置は認めずに一般帰化を許すにとどめるべきとしていた(95)。しかし 3 者のいずれもが，中国国籍の「白系ロシア人」については「満洲国国籍」付与の対象とすべきか否かという法技術上の問題を解決できておらず，中国人を主体と仰ぐ建国のイデオロギーを貫徹しようとすれば不可避となる矛盾がここに現れていた。

「白系ロシア人」の帰化について当局が消極政策に偏するのも危機を招く国際環境にあった。1934 年 9 月 10 日付の満洲国民政部警務司長からの在満大使館宛報告によれば，同年 8 月 4 日より在ハルピンソ連領事館が在満ロシア人に対して「ソ連帰国証明書」の発給を開始し，同証明書は「ソ連住民ノ身元証明書受領ノ為ノ根拠」となるもので事実上「国籍証明書」の役割を果たすものであった。これは，在満「白系ロシア人」の反ソ政治活動を，在満ソ連国籍ロシア人のみならずソ連本国国民の思想にも重大に影響するものとみるソ連共産党が，対日関係も考慮して一層「白系ロシア人」問題を重要視しつつあり，「親蘇意識ヲ有スル白系露人ハ簡易ニ蘇連籍ヲ取得シ得ル事実ト蘇連共産党ノ白系露人懐柔策ノ具体的事実タルコトヲ認ムルニ足ルモノ(96)」として相当の注意を促していた。

ソ連側の介入的な国籍政策を牽制すべく日満当

局でも「白系ロシア人」の懐柔統制に乗り出す。1934年12月7日付で西尾壽造・関東軍参謀長より谷正之・在満大使館参事官宛電報関参謀第108号「白系露人関係事項ノ処理ニ関スル件」が発せられた。ここで，満洲国の統治及び軍事上の要求に基づき「在満洲国白系露人ノ組織化」を図るべく「其ノ目的ニ相応シキ白系団体ノ代表者ヲ網羅シテ居留民会ニ近キ中心機関ヲ構成中ニシテ，近ク実現ノ運トナルヘキ」状況にあり，今後「白系露人」に関する政策一般は軍もしくはハルピン市が掌握して「本件ニ関スル之カ反対策謀宣伝等ハ厳ニ之ヲ取締ルヘキコト」を通牒した。その上で「本件ハ別ニ示ス時期迄極秘扱トスヘキ儀」を付記していた[97]。かかる関東軍の指導方針の下，「白系ロシア人」の自治機関にして対外的な代表機関としての「白系露人事務局」が1934年12月10日付でロシア人を局長としてハルピンに設置され，1935年1月7日に満洲国民政部より認可された[98]。爾後，満洲国において「白系ロシア人」とは同事務局へ登録した者を指すものとなり，登録により満州国政府から，官公吏への任用や旅券の発給といった一般外国人よりも有利な取扱を受けた[99]。

1935年3月にはソ連から満洲国への北満鉄道（旧東清鉄道）譲渡が成立し，同鉄道従業員であったソ連国籍や無国籍のロシア人が大量に満洲国に残留するに至った。満洲国政府はこの機に「忠良なる満洲国民」へと統合すべく「白系ロシア人」に満洲国への簡易帰化を認める「無国籍人帰化に関する臨時便法」を制定する方針であったとみられる[100]。同法案の立法化はならなかったが，前述の満洲国政府の国籍法案が移民受入型へと指針を定めていたのは，これらの「白系ロシア人」の国民統合にも配慮したものと考えられる。だがその一方，ソ連邦国籍の在満ロシア人のなかで「満洲国人民」に準じた取扱いを得るために，「白系露人事務局」に登録する者が増加していった。登録申請者は同事務局を通じてソ連邦旅券を在満ソ連領事館に返上し，今後ソ連国籍を主張しないことを誓約することで，満洲国治安部から「エミグラント」として登録が認可された。かような法的根拠をもたない行政措置を当局においては「転籍」と称していた[101]。ここには対ソ防共政策上，重要な利用性をもつ在満ロシア人を「無国籍者」としての「白系ロシア人」という地位に収束することにより，ソ連の外交保護権を否定して国際的紛議を回避するとともに，ソ連の潜在勢力へと転化するのを抑止する企図がはたらいていた。

松葉案は従前よりも「白系ロシア人」問題の比重が増大した時期に作成されたにもかかわらず，帰化政策については言及していない。ただし帰化の法的性質については，他の国籍法案と同様に民政部大臣による裁量帰化としていたが，その理由を国防及び治安的見地より，みだりに「外国人」が「満洲国国籍」を取得することで発生する弊害を防止するためであると明記していた[102]。松葉案では血統主義を原則とする上，在満日本人は創設時に国籍付与の対象となるので，ここでいう「外国人」は「白系ロシア人」を黙示するものとなる。かかる規制的な帰化政策の指針を提示したのは，如上の転籍政策という「白系ロシア人」国籍政策における日満当局の新機軸を反映したものといえる。しかし，それは無国籍者の救済という国際規範に抵触する措置であるだけでなく，国家内の民族的多極化を助長し，ネーション・ステートとしての求心力を一層低下させるものとなる。松葉が1936年時点で未だ満洲国国籍法が制定されない国際的事情として，日本人・朝鮮人以外の「在満外国人」と「満洲国国籍」との関係について「全く見透しが着かざる状態」にあったことを第一に指摘していた[103]。これは，「白系ロシア人」国籍問題が満洲国国籍法の制定における隘路であることを示唆するものであった。

おわりに

建国草創期の5年間に作成された満洲国国籍法案において「満州国国籍」に第一義的に追求されたのは，在来中国人を民族自決の主体とする独立国家という正統性を保証するための象徴的価値であった。だが帰化制度の策定においては次のような複合民族国家ゆえの矛盾を克服できなかった。第1に，国籍取得の原則決定における対立である。満洲国を米国などと同様に移民主体の多元的国家として運営する長期的視野に立てば出生地主義の採用が不可避となる。一方，日本人移民の本国と

の利害関係を優先すれば血統主義を採用し，在満日本人一世には帰化を介さずに「満洲国国籍」を創設時に付与するものとなる。いずれを選択するか，あるいは折衷案とするかについて，立案過程では統一方針が形成できなかった。

第 2 に，「民族協和」における矛盾である。満洲国建国の正統性を強調する上で「白系ロシア人」と中国人移民については「外国人」の枠に包括したが，前者は無国籍の難民であるが永住者的存在であり，後者は出稼ぎ労働者であるが建国の主体とすべき漢民族に属する。いずれも画一的に国民統合の射程に置くには不均整であり，かつ潜在的危険分子を抱えるのを危惧して各国籍法案では国籍取得の規制へと傾いた。だが帰化政策上，日本人や在来中国人との差別化を明文規定することは「民族協和」の国是と背馳するものとなる。さらに朝鮮人に対しては，朝鮮統治の要請から日満二重国籍を正統化する「内鮮一体」原則と，単一国籍によって「満洲国人民」としての帰属を強調する「民族協和」主義とをいかに整合化するかが，立案過程における争点として尾を引くものとなった。

第 3 に，国際環境における矛盾である。日満当局では，ソ連との緊張関係に掣肘されて「白系ロシア人」に対する排他的な国籍政策は貫徹しえなかった。このため帰化によらない「白系ロシア人」の統制政策として，無国籍の“準外国人”という中間的地位に収容する方策が維持された。かかる政策動向は裏を返せば，「白系ロシア人」に対し「満洲国国籍」取得の門戸を開くことによって生じる国際的紛糾への憂慮がはたらき，建国の要務であった満洲国国籍法の制定も動機が減退していったことを示唆するものといえる。

以上の矛盾点から満洲国国籍法の制定作業は座礁した。主権行為としての「国民」の選定が不如意であることは，満洲国の傀儡性を露呈するものとなった。やがて 1937 年の日中戦争勃発から 1939 年のノモンハン事件に至る国際環境の変化に際し，満洲国では国防国家建設に備えた兵員確保の要請からあらためて「国民」の画定が切迫性をもつと，国籍関連法として擬似的な戸籍制度といえる「民籍法」の立案が先決課題とされた(100)。

在満日本人の地位を合理化すべく案出された慣習法上の「満洲国国籍」は，権利義務との不可分関係を有しない非実効的な国籍であった。本来ならば国籍取得の効果として帰化の誘引要素となる市民権について，法体系の策定が遷延されたからである。かくて満洲国では，市民権の与奪による「国民」と「外国人」の境界設定という国籍の本分は希薄となった。如上の複合民族国家における国籍創設の葛藤は，戦後のヨーロッパ諸国が直面した国籍概念の動揺に通底するものといえる。ここから進んで，残留孤児訴訟が提起したような，日本人開拓移民における国籍と帰属意識をめぐる統治者との対抗関係が検討すべき課題となろう。

［注］

(1) 国務院統計処調査によれば 1932 年末の満洲国総人口は 299 万 6837 人であった。石原［3］7 頁。

(2) これらの数字は 1956 年末現在確認されたものである。満洲開拓史復刊委員会編［25］437 頁。法務省入国管理局は「中国残留孤児」として肉親捜しのために帰国した元開拓移民について，日本人としての帰属意識をもち，外国人登録ではなく当然住民登録をすべきだと訴える心情を理解しつつも，中国旅券を持って入国したので入管政策上「外国人」として扱うとする方針を国会審議で説明している。『第 95 回国会衆議院法務委員会会議録第 4 号（1981 年 10 月 27 日）』22 頁。

(3) 山室［34］298 頁。

(4) 浅野は，［1］において，建国から国際連盟脱退に至る時期までの国籍法案について，在満日本人の二重国籍問題解決のために国籍法制定よりも治外法権撤廃が先決とされて未完に終わったものと分析している。さらに浅野は［2］では，在満日本人の二重国籍を法制化する前提から，「五族」の身分法について属人主義的な法体系を構築しようしたことが国籍法制定の挫折につながったと結論づけている。

(5) 在満朝鮮人の国籍問題に焦点を当てて満洲国国籍法案の問題点を検討したものとして，田中［21］；呂［35］がある。日本国籍法の朝鮮施行による在満朝鮮人の満洲国帰化および日本国籍離脱を解決策とする関東軍や満鉄と，「内鮮一体」を強調してこれに反対する朝鮮総督府との間で意見が対立し，満州国国籍法制定に影響したものである，という結論で両者ともほぼ一致している。

(6) ソイサルは近年における新たな「市民権」概念を分析し，「国籍」に規定されず，個人的特性（personhood）を重要視する国家の構成員資格を，ネーション・ステートの境界性を流動化させる「ポストナショナル」な市民権モデルとして把握している。Soysal［37］pp.136-137.「永住市民（denizen）」とは，ハンマーの定義によれば「合法的な永住者としての地位を有する外国籍市民」を指すものである。Hammar

［36］p.15.（邦訳 29 頁。）

(7) 1931 年 11 月 30 日付在奉天森嶋総領事代理より幣原外務大臣宛電報第 1432 号の 1・2。『満洲事変（支那兵ノ満鉄柳条湖爆破ニ関スル日・支軍衝突関係）第 1 巻』外務省外交史料館所蔵。

(8) 1932 年 1 月 12 日付在奉天森島総領事代理より犬養外務大臣宛電報第 84 号「新国家建設不可避の情勢について」外務省編［11］344 頁。

(9) 木戸［17］128-129 頁。

(10) 1932 年 1 月朝日新聞主催で「新満蒙の建設」と銘打たれた座談会では，関東軍司令部参謀の石原莞爾が新国家への日本人の国籍変更を提言したのに対し，同席者から強く反対が示され，在満日本人の国籍喪失への心理的抵抗が露呈されたものとして知られる。石原莞爾全集刊行会編［4］116-117 頁。　この座談会に関する詳しい分析は，浅野［1］21-22 頁。

(11) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『石原莞爾関係文書』22。当該時期の通説として「公権」とは，自由権，請求権（請願権や裁判を受ける権利を指す），参政権（公務就任権も含む）を内容として把握されていた。清水［18］155-156 頁。また「公民（citizen, citoyen）」は，フランス革命を発端に「臣民」（subject）から昇華した観念であり，参政権はもちろん，政府を組織する権利も有する個人として理解されていた。山崎［32］38 頁。

(12) 『満州評論』第 2 巻第 1 号，1932 年 1 月 2 日，30 頁。

(13) 同時期の誌上座談会（1932 年 1 月 11 日）でも橘は，日本人の二重国籍に関し，「それは日本の法律が禁じて居るが，そんな事は別に細則を決めて新国家の公民にする。さうすると新国家に対して発言権を持つことになる」との自説を示していた。「新国家を描く――橘樸氏と編集同人」『新天地』第 120 号，1932 年 2 月，65 頁。

(14) 林関東庁警務局長より堀切拓務次官宛電報高第 104 号『日本外交文書 満洲事変第 2 巻第 1 号』378 頁。

(15) 1932 年 2 月 27 日付在ハルピン長岡総領事代理より芳沢外務大臣宛電報第 214 号「新国家への朝鮮人の参加について」同上，409 頁。

(16) 同上。

(17) 稲葉ほか編［5］179 頁。

(18) 外務省亜細亜局第二課「満洲国関係諸問題摘要（昭和 7 年度）」（国立国会図書館憲政資料室所蔵『外務省文書』）434-435 頁。

(19) 1932 年 5 月 26 日付在長春田代領事より齋藤外務大臣宛電報第 254 号「公民権法案の大要について」外務省［12］502 頁。

(20) 大平［8］287 頁。

(21) 高橋［20］86 頁。

(22) 満洲国国務院法制局編［26］第 1 章第 8 款 142-14。

(23) 「憲法制度調査指導準則並説明」（国立国会図書館憲政資料室所蔵『斎藤実文書』マイクロ・リール 205）。

(24) 筑紫熊七『極秘 満洲国憲法制定ニ就テ』早稲田大学図書館所蔵。

(25) 「ハーグ国籍条約」（日本は未加盟）は，その第 2 条に「個人がある国の国籍を有するかどうかに関するすべての問題は，その国の法令によって決定する」と定めていた。

(26) 山田［33］152 頁。

(27) 加藤編［15］693-694 頁。満洲国の外事警察では，満洲国国籍法が未制定のため内外人の「法制的区別は甚だ困難」であるが「我が建国の精神乃至理想を案ずれば自ら其の区別が判然し何等疑義の余地を存しない」（傍点，筆者）との解釈を以て出入国管理業務に臨んでいた。満洲国治安部警務司編［27］31 頁。

(28) 例えば，1934 年 11 月 8 日付畑山福岡県知事より後藤内相，広田外相宛電報特外鮮秘第 4398 号「渡来満洲国人視察ニ関スル件」によれば，「満洲国人」として取扱われるのは本籍及び住所を満洲国内に有する者であった。『要視察人関係雑纂 第 38 巻 外国人の部』外務省外交史料館所蔵。もっとも，日本人及び朝鮮人はいずれも本籍の設定地が内地あるいは朝鮮に限定されるので，満洲国内に本籍を有するのはおのずと在来の「中華民国人」ということになる。

(29) 高橋［20］86-87 頁。

(30) 尾上［9］116 頁。

(31) 満洲国公法の教科書的解説でも「国籍」については「我が満洲国に於ては未だ国籍法の制定なし。故に法律的には説明の途なしと雖も，如何なるものを以て満洲国人民と為すかに付ては『満洲国建国宣言』に之を明示せり」と述べている。満洲国法制研究会編［28］32 頁。手島庸義（新京法政大学教授）は建国宣言第五段を以て「満洲国人民たる者の基本的民族の限界を察知し得るに止まる」としながらも，これを国籍に関する「不文の慣習法」として首肯している。手島［22］107 頁。

(32) 手島［22］129 頁。

(33) 同法では満洲国に「生活の本拠」を有する満 19 歳以上の「帝国人民タル男子」を兵役義務の対象として規定したが，日本人には志願兵のみを認めるものとした。

(34) 『満洲国の国籍問題』出版社不明，1932 年，東洋文庫所蔵，頁の記載なし。

(35) 『満洲国国籍に関する意見』出版社不明，1932 年，東洋文庫所蔵，頁の記載なし。執筆者の「田所委員」とは，同時期に満鉄経済調査会副委員長として満洲国の諸種政策立案に参画していた「田所耕耘」であろう。田所の起案では，「満洲国人民」が国政に参与するには「第一級国人格」「第二級国人格」に属することが条件であり，いずれにも属しない「第三級国人」は「賤民にも類するものであるが，各人の奮発と努力に依ては自由に第二級又は第一級にも編入され得る」として，各階級間の昇降も可能であるという「国籍」に

規定されない階級制の市民権構想が際立っている。

(36) 満鉄経済調査会編［30］。

(37) 同上。

(38) 東京大学国際社会学研究室所蔵『片倉衷文書』22。

(39) 注(20)。

(40) 浅野［１］。

(41) 松葉［24］。その後松葉は満洲国外交部に転属しており，満洲国国籍法制定に参画したと推察される。

(42) 大平［8］284 頁。

(43) 大平［8］305 頁。

(44) 大平［8］299-300 頁。「住所」の定義は諸国の立法上一様ではなく，日本民法（1890 年法律第 98 号）では「生活ノ本拠」（第 21 条）とされていた。

(45) 満鉄の「経済調査会規程」（1932 年 1 月 26 日発表）によれば，第五部は財政，外交，教育，文化等の法政一般に関する立案調査を所掌する部門であった。貴島［16］11,16-17 頁。

(46) 『満洲国国籍並会社国籍及資本方策』２頁。

(47) 鄭孝胥・国務総理は 1932 年 5 月 15 日に田代重徳・在長春領事に対し，満洲国の国籍を取得する為に本国の国籍離脱を必要とした場合，現に満洲国官吏として活動している日本人が帰化を躊躇することは想像に難くないとして，急速に満洲国国籍法を制定しない方が賢明であると語ったという。大平［8］287-288 頁。

(48) 「満洲国における日満両国人官吏融和のため日系官吏をすべて顧問とする制度への移行方意見具申」（1934 年 4 月 18 日付森岡在吉林総領事より広田外務大臣宛電報第 68 号。）外務省編［13］637 頁。

(49) 『満洲国国籍並会社国籍及資本方策』５頁。

(50) 前掲，『片倉衷文書』22。

(51) 稲葉・小林・島田［6］912 頁。

(52) 片倉［14］63 頁。

(53) 『満洲国治安関係法規集成』688-690 頁。

(54) 新関［23］９頁。

(55) 『満洲国国籍並会社国籍及資本方策』52-53 頁。

(56) 同上，68-70 頁。

(57) 同上，72 頁。

(58) 満洲国民政部警務司は満洲国国籍法の参考資料として 1935 年 10 月に世界主要国（米・英・独・仏・伊・ソ連・中華民国・オーストリア・ポーランド・ギリシャ・トルコ・イラク・タイなど）の国籍法や国籍に関する条約を抄訳した『世界各国国籍法資料集成』（民政部警務司，1935 年）を作成していた。

(59) 『満洲行政』第 2 巻第 2 号，1935 年 2 月，83-84 頁。

(60) 守屋和郎「満洲国ニ於ケル治外法権撤廃問題」（国立国会図書館憲政資料室所蔵『片倉衷文書』16）20-21 頁。

(61) 南満洲鉄道総務部資料課長『満洲国治外法権撤廃問題ト之ニ対スル諸準備』（米国議会図書館所蔵『満鉄調査部資料』）89-90 頁。

(62) 松葉［24］135 頁。

(63) 松葉［24］138 頁。

(64) 松葉［24］146 頁。

(65) この「二重出生地主義」を導入した背景には，兵員確保の必要から外国人にも兵役を賦課するという実利的な目的もあったが，以後，フランス国籍法の核心となった。Weil［38］pp.28-29.

(66) 朝鮮総督府『第 51 回帝国議会説明資料 重要渉外事項概要・総督官房外事課～朝鮮総督府専売局』国立公文書館所蔵，頁の記載なし。

(67) 大平［8］318 頁。ただし，大平はここで，朝鮮に国籍法が一日も早く施行されることを希望するが，その日までは慣習と条理とにより解決する外なく，朝鮮人は外国に帰化して日本国籍を離脱する権利はないものといわねばならない，と付言している。

(68) 大平［8］306 頁。

(69) 「隷下参謀長会議配布書類上部提出の件」『満密大日記 昭和 8 年 24 冊の内其の 16』防衛省防衛研究所所蔵。

(70) 外務省仮訳［11］124 頁。

(71) 前掲，『満洲国の国籍問題』。

(72) 『満洲国国籍並会社国籍及資本方策』65 頁。

(73) 松葉［24］137 頁。

(74) 松葉［24］144-145 頁。

(75) 松葉［24］147 頁。

(76) 注(4) 参照。

(77) 高野［19］39 頁。

(78) 外務省［12］502 頁。

(79) 大平［8］311-312 頁。

(80) 前掲，『満洲国の国籍問題』。

(81) 前掲，『片倉衷文書』22。

(82) 『満洲国国籍並会社国籍及資本方策』66-67 頁。

(83) 満洲事情案内所編［29］69 頁。

(84) 「在満旧露国人概観」『外事警察報』第 236 号，1942 年 6 月 7 日，29 頁。

(85) 満洲事変勃発前の 1931 年 4 月時点では在満「白系ロシア人」約 62000 人のうち，無国籍者は約 52000 人，中華民国籍者は約 10000 人が在住するという数字が報告されている。1931 年 5 月 8 日付八木在ハルピン総領事より幣原外相宛電報機密第 505 号「北満ニ於ケル白系露人ノ情況ニ関スル件」『蘇連邦内政関係雑纂 第８巻／白系露国人ノ政治運動附団体組織承認問題 第２巻』外務省外交史料館所蔵。

(86) 外国に 5 年以上在留するソ連邦市民にして 1922 年 6 月 1 日までに在外官憲よりソ連邦旅券又はソ連国籍証明書の発給を受けなかった者，1917 年 11 月 7 日以後に官憲の許可なく国外に逃れた者及び反ソ的行動を興した者のソ連国籍をいずれも剝奪するものとした。前掲，「在満旧露国人概観」52 頁。

(87) 宮崎［31］91 頁。

(88) 『満洲日報』1932 年 6 月 12 日夕刊。

(89) 満鉄総裁室弘報課（弘報資料第 13 号：長島高春報

告)『満洲国ニ於ケル白系露人問題（昭和 12 年 8 月)』(米国議会図書館所蔵『満鉄調査部資料』) 15 頁。

(90) 前掲,「在満旧露国人概観」26 頁。

(91) 大平［8］305-306 頁。

(92) 大平［8］310-312 頁。同条約第 15 条は無国籍者の子女について出生地主義による救済的国籍取得を認めているが，取得条件はその国の法律で規定するものとしていた。

(93) 前掲,『片倉衷文書』22。

(94) 同上。

(95)『満洲国国籍並会社国籍及資本方策』66 頁。

(96) 1934 年 9 月 13 日付菱刈在満全権大使より広田外相宛電報公機密第 1632 号「在哈蘇連側ノ在満白系露人対策ニ関スル件」『蘇連邦内政関係雑纂 第 8 巻／極東蘇連領関係 第 2 巻』外務省外交史料館所蔵。

(97)『民族問題関係雑件 猶太人問題 第 1 巻』外務省外交史料館所蔵。

(98) 1935 年 1 月 17 日付長岡半六・在ハルピン総領事代理より南次郎・在満洲国全権大使宛電報公機密第 56 号「白系露人関係事項ノ処理ニ関スル件」『蘇連邦内政関係雑纂 第 8 巻／白系露国人ノ政治運動附団体組織承認問題 第 3 巻』外務省外交史料館所蔵。同事務局の発足は 1935 年 1 月 14 日付『満洲日報』まで報道されなかった。

(99) 1937 年 12 月 22 日公布の「外国旅券規則」(康徳 4 年院令第 31 号）は，その第 12 条に「本令ハ本邦内ニ生活ノ本拠ヲ有スル無国籍人ニ之ヲ準用ス」と規定していた。

(100) 海路［10］32 頁。

(101) 前掲,「在満旧露国人概観」53-54 頁。「無国籍転籍者」の推移（1933～1936 年）は次の通りである。1933 年―― 945 人，1934 年―― 392 人，1935 年―― 312 人，1936 年―― 452 人，計―― 2101 人（ハルピン警察庁調査）同，27 頁。

(102) 松葉［24］147 頁。

(103) 松葉［24］135 頁。

(104) 満洲国の国民登録としての民籍制度の形成過程とその帰趨については，遠藤［7］において考察した。

［参考文献］

［1］ 浅野豊美「『満州国』における治外法権問題と国籍法」『渋沢研究』第 11 号，1998 年。

［2］ 浅野豊美「蜃気楼に消えた独立――満州国の条約改正と国籍法」『岩波講座近代日本文化論 日本人の自己認識』岩波書店，1999 年。

［3］ 石原巌「満洲国将来人口の予想」『調査』第 1 巻第 3 号，1941 年 12 月。

［4］ 石原莞爾全集刊行会編「新満蒙の建設――満洲建国前夜の日支名士座談会」『石原莞爾全集 第 7 巻』石原莞爾全集刊行会，1977 年。

［5］ 稲葉正夫ほか編『太平洋戦争への道 開戦外交史別巻』朝日新聞社，1963 年。

［6］ 稲葉正夫・小林龍夫・島田俊彦編集・解説『現代史資料 11 続・満洲事変』みすず書房，1965 年。

［7］ 遠藤正敬「『満洲国人民』の公証とは――在満『日本人』の『民籍』と『戸籍』による二重の属性」『日本政治研究』第 4 巻第 2 号，2007 年 7 月。

［8］ 大平善梧「満洲国の国籍問題」東京商科大学国立学会編『東京商科大学研究年報 法学研究』第 2 号，1933 年。

［9］ 尾上正男『満洲国基本法大綱』郁文社，1940 年。

［10］ 海路昌臣「北鉄譲渡と白系ロシア人」『満洲行政』第 2 巻第 3 号，1935 年 3 月。

［11］ 外務省仮訳『リットン報告書』国際連盟協会，1932 年。

［12］ 外務省編『日本外交文書 満洲事変 第 2 巻第 1 号』外務省，1979 年。

［13］ 外務省編『日本外交文書 昭和期 II 第 1 部第 3 巻』外務省，2000 年。

［14］ 片倉衷『片倉参謀の証言 叛乱と鎮圧』芙蓉書房，1981 年。

［15］ 加藤豊隆編『満洲国治安関係法規集成』元在外公務員援護会，1979 年。

［16］ 貴島克己『滿鉄經濟調査會沿革史』滿洲鉄道経済調査会，1933 年。

［17］ 木戸幸一『木戸幸一日記 上巻』木戸日記研究会校訂，東京大学出版会，1966 年。

［18］ 清水澄『帝国公法大意』清水書店，1925 年。

［19］ 高野武雄『満洲労務管理概論』大学書房，1939 年。

［20］ 高橋貞三『満洲国基本法』有斐閣，1943 年。

［21］ 田中隆一「『満洲国民』の創出と『在満朝鮮人』問題――『五族協和』と『内鮮一体』の相剋」『東アジア近代史』第 6 号，2003 年 3 月。

［22］ 手島庸義『滿洲帝國基本法釋義』滿洲行政學會，1941 年。

［23］ 新関勝芳「我国民籍制度の確立に就て(1)」『法曹雑誌』第 7 巻第 6 号，1940 年 6 月。

［24］ 松葉秀文「満洲国々籍問題の一考察」『満鉄調査月報』第 16 巻第 5 号，1936 年 5 月。

［25］ 満洲開拓史復刊委員会編『満州開拓史』全国拓友協議会，1980 年。

［26］ 満洲国国務院法制局編『満洲国法令輯覧 第 4 巻』満洲行政学会，1934－1944 年？。

［27］ 満洲国治安部警務司編『特務警察（警察教科書草案)』満洲国警察協会，1938 年。

［28］ 満洲国法制研究会編「満洲国基礎法」『総合通解警務全書』春陽堂書店，1939 年。

［29］ 満洲事情案内所編『満洲国の現住民族』満洲事情案内所，1940 年。

［30］ 満鉄経済調査会編『満洲国国籍並会社国籍及資本方策（立案調査書類第 26 編第 1 巻)』満鉄経済調査会，

1935 年。
［31］ 宮崎繁樹『国際法における国家と個人』未來社，1963 年。
［32］ 山崎又次郎『帝国憲法要論』岩波書店，1938 年。
［33］ 山田三良『国際私法（第一分冊）』有斐閣，1932 年。
［34］ 山室信一『キメラ』中公新書，1993 年。
［35］ 呂秀一「『満州国』における朝鮮人国籍問題の考察」『広島法学』第 30 巻第 1 号，2006 年 6 月。
［36］ Hammar, Tomas, *Democracy and the nation state: aliens, denizens, and citizens in a world of international migration*, Aldershot; Avebury, 1990.（近藤敦監訳『永住市民と国民国家：定住外国人の政治参加』明石書店，1999 年。）
［37］ Soysal, Yasemin N., *Limits of Citizenship: Migrants and Postnational Membership in Europe*, Chicago University Press, 1994.
［38］ Weil, Patrick, “Acess to citizenship: Comparing twenty-five nationality laws,” Thomas Alexander Aleinikoff, Douglas B. Klusmeyer eds. *Citizenship Today: Global Perspectives and Practices*, Carnegie Endowment for International Peace, 2001.